

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 〔同左〕				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1～60	〔略〕				1～60	〔略〕			
61	薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（同法第25条第1号の店舗販売業に限る。）の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	1件につき 34,100円	許可申請のとき。	61		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
62	薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（同法第25条第1号の店舗販売業に限る。）の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	1件につき 12,700円	更新申請のとき。	62		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
63	薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業（薬事法第25条第1号の店舗販売業に限る。）の許可証の書換え交付	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証書換え交付手数料	1件につき 2,500円	書換え交付申請のとき。	63		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
64	薬事法施行令第46条第1項及び第2項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業（薬事法第25条第1号の店舗販売業に限る。）の	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証再交付手数料	1件につき 3,500円	再交付申請のとき。	64		〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

許可証の再交付									
65~81	〔略〕				65~81	〔略〕			
3 建築・都市計画・土木関係 〔別紙のとおり〕					3 〔同左〕 〔別紙のとおり〕				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、付則第7項の規定は公布の日から、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部中65の項を71の項とし、60の項から64の項までを6項ずつ繰り下げ、同部に60の項から65の項までを加える改正規定は墨田区規則で定める日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この条例の施行の際、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。）附則第2条及び第5条の規定によりなお効力を有することとされる薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正前の墨田区手数料条例（以下「旧条例」という。）別表 2 保健衛生・環境関係の部62の項の規定は、なお効力を有する。
- 3 この条例の施行の際、改正薬事法附則第8条の規定により従前の例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができることとされる薬事法第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、改正薬事法附則第14条の規定により従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行うことができることとされる薬事法第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、改正薬事法附則第15条の規定により従前の例により引き続き当該許可に係る業務を行うことができることとされる薬事法第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、平成24

年5月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下この項において「改正薬事法施行令」という。）附則第2条及び第4条の規定によりなお効力を有することとされる改正薬事法施行令による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料については、旧条例別表2 保健衛生・環境関係の部63の項及び64の項の規定は、なお効力を有する。
- 7 この条例による改正後の別表2 保健衛生・環境関係の部61の項の許可の申請に対する審査は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、改正後の別表2 保健衛生・環境関係の部61の項の規定の適用については、同項中「薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（同法第25条第1号の店舗販売業に限る。）の許可」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第1項の規定により行うことができることとされる同法による改正後の薬事法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可」とする。

改正案

現行

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1～59	〔略〕			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 申請に係る計画が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを区長が指定する者による確認（以下「区長が指定する者による技術的審査」という。）を受けたもの 7,200円 申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの 47,000円	認定申請のとき。
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅を	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の又は に掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額）	認定申請のとき。

3 建築・都市計画・土木関係

番号	事務	名称	額	徴収時期
1～59	〔略〕			
				〔新設〕
				〔新設〕

いう。以下同じ。)に係るものに限る。)の申請に対する審査

61

を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けたもの

ア 100平方メートル以内のもの
の 7,200円

イ 100平方メートルを超え、
500平方メートル以内のもの
の

13,000円

ウ 500平方メートルを超え、
1,000平方メートル以内のもの
の 23,000円

エ 1,000平方メートルを超え、
2,500平方メートル以内のもの
の 32,000円

オ 2,500平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
の 61,000円

カ 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
の 104,000円

申請に係る計画が、区長が指定する者による技術的審査を受けていないもの

ア 100平方メートル以内のもの
の 47,000円

イ 100平方メートルを超え、
500平方メートル以内のもの

			<p>の 109,000円 ウ 500平方メートルを超え、 1,000平方メートル以内の もの 175,000円 エ 1,000平方メートルを超 え、2,500平方メートル以 内のもの 345,000円 オ 2,500平方メートルを超 え、5,000平方メートル以 内のもの 617,000円 カ 5,000平方メートルを超 え、10,000平方メートル 以内のもの 1,062,00 0円</p>	
6.2	<p>長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第8 条第1項の規定に基づ く長期優良住宅建築等 計画の変更の認定（当 該住宅が一戸建ての住 宅に係るものに限る。） の申請に対する審査</p>	<p>一戸建ての住 宅に係る長期 優良住宅建築 等計画変更認 定申請手数料</p>	<p>1件につき、次に掲げる額。ただし、 当該申請に併せて長期優良住宅の普 及の促進に関する法律第8条第2項 において準用する同法第6条第2項 の規定に基づく申出があった場合に おいては、当該額に1の項の規定に より算定した手数料の額を加えた額 とする。</p> <p>申請に係る計画が、区長が指定 する者による技術的審査を受けた もの 7,200円 申請に係る計画が、区長が指定 する者による技術的審査を受けて いないもの 47,000円</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>
	<p>長期優良住宅の普及の 促進に関する法律第8 条第1項の規定に基づ</p>	<p>共同住宅等に 係る長期優良 住宅建築等計</p>	<p>1件につき、61の項額の欄 又は に掲げる区分及び当該住宅が属す る一の建築物の当該計画の変更に係</p>	<p>変更認定 申請のと き。</p>

〔新設〕

〔新設〕

6.3	長期優良住宅建築等計画の変更の認定（当該住宅が共同住宅等に係るものに限る。）の申請に対する審査	画変更認定申請手数料	る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、61の項額の欄アからカまで又はアからカまでに掲げる額（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額）を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）	
6.4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき 2,100円	変更認定申請のとき。
6.5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき 2,100円	承認申請のとき。
6.6	〔略〕			
6.7	〔略〕			

〔新設〕	
〔新設〕	
6.0	〔略〕
6.1	〔略〕
6.2	〔略〕

<u>6.8</u>	〔略〕
<u>6.9</u>	〔略〕
<u>7.0</u>	〔略〕
<u>7.1</u>	〔略〕

<u>6.3</u>	〔略〕
<u>6.4</u>	〔略〕
<u>6.5</u>	〔略〕